

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

外国銀行金融口座レポート(FBAR)ガイド

銀行秘密法(Bank Secrecy Act)に基づき、全ての米国人は毎年 FinCEN Form 114 で外国銀行・金融口座レポート(FBAR)を米国財務省に申告し、且つ外国金融口座の記録を適正に保存しなければなりません。

誰が FBAR を申告すべきか

米国人(市民、居住者、株式会社、パートナーシップ、LLC、信託及び不動産を含む)は、米国外の金融口座による金融資産または署名権限を有し、且つ当該口座の1年間における総資産額が10,000ドルを超えた場合、FBARを申告しなければなりません。外国金融口座申告書を提出することが義務付けられるが、提出していない場合、民事罰または刑事罰が科されます。

特定の場合、外国銀行及び金融口座の申告義務を免除されます。例えば、口座は政府実体または国際金融機構によって保有され、あるいは米国軍事銀行機関の口座であれば、FBARを申告する必要がありません。

FBAR はいつ申告するか

FBARは毎年4月15日までに提出される必要があります。4月15日までにFBARを申告できなかった場合、提出期限は自動的に10月15日まで延長されます。政府に期限延長の申請を別途行うことが不要です。規定される期限までにFBARを申告しない場合、民事罰又は刑事罰を科されることがあります。処罰の種類と金額は具体的な状況によります。

FBAR はどうやって申告するか

金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN: Financial Crimes Enforcement Network)のBSAシステムを通じて電子方式でFBARを申告しなければなりません。FBARの申告と連邦税の申告は分けて行われる必要があります。書面によるFBAR申告を選択したければ、FinCENの法律ホットラインに電話して、電子申告の免除を請求することが必要です。FinCENによって電子申告の免除申請を批准されたら、FinCENからFBARの紙のフォームを受け取った後、記入済みのフォームをIRSに郵送することができます。

その他のコンプライアンス要求

銀行秘密法により、FBAR上に開示した各口座の記録を保存しなければなりません。記録(例:銀行取引明細書又は提出済みのFBARのコピー)とは、次の情報を含みます。

- (1) 口座名義人の氏名
- (2) 口座番号
- (3) 海外銀行の名称と住所
- (4) 口座の種類
- (5) 口座の1年間における最高価値

FBAR 申告から 5 年以内の関連記録を保存しなければなりません。FBAR 記録保存の関連規定に違反した場合、民事罰または刑事罰を科される可能性があります。処罰の種類と金額は具体的な状況によります。

FBARsの提出遅延があった場合

FBAR を期限までに提出できなかった場合(即ち、10 月 15 日以降に提出し、または提出しない場合)、罰金が科される可能性があります。もし IRS から FBAR 申告の遅延に関する連絡が来ていない、かつ IRS による民事または刑事調査を受けていない場合、罰金が低くなるようになるべく早く FBARs を提出することが必要です。

システムに遅延した FBAR を提出する際、ドロップダウンリストから申告の遅延理由を選択する必要があります。提供された選択肢の中で相応の遅延理由がない場合、「その他」を選択し、且つテキストボックスで書面による説明を提供することが必要です。

通常、米国の所得税を正確に申告した、納付すべき税金を支払った、遅延した FBARs を正確に提出した、かつ過去に IRS による税務調査を受けたことがない場合、IRS によって罰金を免除される可能性があります。

処罰通知を受け取った場合、通知の要求に従い早めに IRS と連絡を取ってください。もし合理的な理由があり、かつ故意的な違反行為でなければ、IRS によって罰金を減免されることがあります。初めての FBAR 申告遅延であれば、IRS に初回違反減免(FTA)を申請することができます。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com